

■料金一覧【送金関係】

本書において、総合口座とは記号・番号の記号が「1」から始まる口座をいい、振替口座とは記号・番号の記号が「0」から始まる口座をいいます。

為替	●料金（為替証書1枚につき）			
	為替金額	5万円未満	5万円以上	
	取扱内容			
	普通為替	430円	650円	
	定額小為替	100円		
	●特殊取扱の料金（調査1件につき）			
	取扱内容	料金		
	普通為替 為替金の払渡済否の調査	■普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：140円 ■電信により貯金事務センターへ照会する場合：310円		
	※普通為替証書の金額は、1枚につき500万円以下です。			
	※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。			
振替	●払込み料金（払込み1件につき）			
	※（Pay-easy（ペイジー）マークの付いた帳票に係る払込み料金は、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）」の項をご覧ください。）			
		払込金額	5万円未満	5万円以上
		取扱内容		
	通常払込み	窓口	130円<120円>	340円<330円>
		A T M	80円<70円>	290円<280円>
	電信払込み		540円	756円
	公金払込み		■指定様式：30円	
	公共料金払込み		30円	250円
	払込専用カードによる払込み	窓口	216円	432円
		A T M	123円	339円
	自動払込み		■公共料金等：インターネット伝送、データ伝送等 10円 帳 票 30円 ※公共料金等とは、次に掲げる料金等を定期的に継続して多数払込みを受けるものをいいます。 ア 国又は地方公共団体の収納する公金 イ 電気事業、ガス事業又は水道事業の料金、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の収納する料金、日本放送協会の受信料並びに地方公共団体の収納する料金及びこれに準ずる料金（アに規定するものを除きます。） ウ 次に掲げる法人その他の団体（法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立された一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により設立された公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）の収納金で、収益を目的とする事業に係るもの以外のもの（ア又はイに規定するものを除きます。） ① 国 ② 所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一の表に掲げる法人 ③ 労働組合、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項の職員団体及び地方公務員法（昭和25年	

法律第261号)第52条第1項の職員団体(これらの組合その他の団体のうち、②に該当するものを除きます。)

④ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を営利を目的としない団体(②及び③に該当するものを除きます。)

エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校(以下「学校等」といいます。)の教育に関する収納金(学生、生徒、児童又は幼児の健全な成長を図ることを目的として、学校等に在籍するこれらの者の保護者及び教員によって組織された団体の収納金を含みます。)(アからウまでに規定するものを除きます。)

■公共料金等以外:インターネット伝送、データ伝送等 25円
帳票 51円

※1回の払込請求件数が100件以上(ゆうちょ銀行が指定するものを除きます。)で、かつ、1の預金者から1年以上の期間にわたって定期的に払込みを受けるもの(上記に掲げるものを除きます。)

※ < > 内の料金は、振替MTサービスをご利用の場合の料金です。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の通常払込みをされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもATM利用料金を適用します。ただし、次の通常払込みは除きます。

- ・代理人からの請求による通常払込み
- ・ATM非設置店舗(払込機能付ATM非設置店舗も含みます。)の窓口からの通常払込み
- ・受取人が料金を負担する通常払込み

※ATMでは、国等への通常払込みを除き、次の通常払込みはお取扱いいたしません。

- ・送金額が10万円を超える現金による通常払込み
- ・本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座(通常貯金又は通常貯蓄貯金)からの10万円を超える払戻金を払込金に充てる通常払込み

●振替料金(振替1件につき)

※Pay-easy(ペイジー)マークの付いた帳票に係る料金は、「ゆうちょPay-easy(ペイジー)」の項をご覧ください。

電信振替	窓口	144円
	ATM	■月1回まで : 無料 ■月2回目以降 : 123円
	ゆうちょダイレクト	■月5回まで : 無料 ■月6回目以降 : 113円
連動振替決済サービス		振替金額の1.02%(下限51円、上限113円)
自動払出し・自動送金・大量振替		123円

※ゆうちょダイレクト(ダイレクトサービス)による電信振替については、同一名義人利用口座間における取扱いの場合、原則無料です。ただし、月1,000回目以降は113円をいただきます。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の電信振替をされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもATM利用料金を適用します。ただし、次の電信振替は除きます。

- ・代理人からの請求による電信振替
- ・ATM非設置店舗の窓口からの電信振替
- ・受取人が料金を負担する電信振替

※ATM及びゆうちょダイレクトでは、本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座又は振替口座からの送金額が10万円を超える電信振替はお取扱いいたしません。

●振込料金（振込1件につき）

		5万円未満	5万円以上
振込	窓 口	648円	864円
	A T M	216円	432円
	ゆうちょダイレクト	216円	432円
自動振込		540円	756円

※ゆうちょダイレクトでのお振込は、ダイレクトサービスに限ります。

※目の不自由なお客さまがご本人名義の振込をされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でもA T M利用料金を適用します。ただし、次の振込は除きます。

- ・ 代理人からの依頼による振込
- ・ A T M非設置店舗の窓口からの振込

※A T M及びゆうちょダイレクトでは、本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座又は振替口座からの送金額が10万円を超える振込は、お取扱いいたしません。

※自動振込の振込金額を口座残高の全額又は一定額を超過した額とご指定いただいた場合で、振込前の口座残高（一定額を超過した額を振り込む場合は、一定額を超過した額）が50,540円～50,755円のとときには、振込金額を49,999円とし、振込料金540円をいただきます。

●払出し料金（払出し1件につき）

取扱内容	料 金
通常現金払	411円
電信現金払	648円
小切手帳の交付（50枚綴り）	1,620円
自動払出預入	■10万件以下：30円 ■10万件超：25円

※通常現金払で払出証書を貯金事務センターから受取人へ送付する場合は、別に郵送料（送金額10万円以下の場合は82円、送金額10万円超の場合は392円）をいただきます。

※通常現金払の払出証書の金額は、1枚につき500万円以下です。

※電信現金払の1件あたりの送金上限額は500万円です。

●特殊取扱の料金（特殊取扱1件につき）

取扱内容	料 金
総合口座に係る受入明細票の送付	100円
送金の取消し 振込の組戻し・訂正	648円 ※取消し・組戻し・訂正ができなかったときは、料金はいただきません。
払出金の払渡済否の調査	■普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：164円 ■電信により貯金事務センターへ照会する場合：339円
振替口座に係る受払通知票等の再交付	（一の通知番号に係る再交付につき）514円
振替口座の残高証明書の発行	■個別発行（1通の証明書の発行につき）：514円 ■定期発行（1通の証明書の発行につき）：102円
振替口座の受払照会	（一の振替口座に係る回答につき）514円

●その他の取扱料金

取扱内容		料 金
振 替 M T サービス	郵送（速達扱い）	■M T送達（1回の郵送につき）：320円 ■F D・D V D送達（1回の郵送につき）：280円
	データ伝送	■月5万件以下：20,571円／月 ■月5万件超：41,142円／月

振替データ通知サービス	■月5万件以下：20,571円／月 ■月5万件超：41,142円／月
払込専用カードの発行	1枚164円
払込書印字サービス	払込書の枚数×1円+102円
受入明細通知サービス	■月5万件以下：通知件数×5円+20,571円／月 ■月5万件超：通知件数×5円+41,142円／月
振替FAX通知サービス	1件10円+1,028円／月
名義チェックサービス	20,571円／月

※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

ゆうちょPay-easy（ペイジー）

●取扱料金

取扱内容		5万円未満	5万円以上
ATM	一般	60円	280円
	公金	30円	
	公共料金	30円	250円
ゆうちょダイレクト （ダイレクトサービス）	一般	60円	
	公金	30円	
	公共料金	30円	
窓口	一般	110円	330円
	公金	30円	
	公共料金	30円	250円

※目の不自由なお客さまがご本人名義の Pay-easy（ペイジー）マークの付いた帳票による払込みをされる場合、身体障害者手帳を窓口でご提示いただければ、窓口でも ATM 利用料金を適用します。ただし、次の払込みは除きます。

- ・代理人からの請求による払込み
- ・ATM非設置店舗（払込機能付ATM非設置店舗も含みます。）の窓口からの払込み
- ・受取人が料金を負担する払込み

※払込金等を受け入れる収納機関が料金を負担する場合は、お客さまから料金をいただきません。上記料金のほか、特殊取扱料金を収納機関が負担します。

※ATM、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）では、国等への送金を除き、次の送金は、お取扱いいたしません。

- ・送金額が10万円を超える現金による送金
- ・本人特定事項等の確認がお済みでない総合口座（通常貯金又は通常貯蓄貯金）又は振替口座からの送金額が10万円を超える送金

●各種請求の料金（1件につき）

取扱内容	料 金
送金の取消し 振込の組戻し・訂正	648円 ※取消し・組戻し・訂正ができなかったときは、料金はいりません。

●特殊取扱いの料金

■ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（税金・各種料金の払込み）の結果通知に係る料金（1件につき）3円

※払込金等を受け入れる収納機関に負担いただきます。

※窓口でゆうちょPay-easy（ペイジー）マークが付いている帳票により払込みを行った場合は、払込金等を受け入れる収納機関から、次の料金を負担いただきます。

月間取扱件数が5万件以下	取扱件数×3円+20,571円／月
月間取扱件数が5万件超	取扱件数×3円+41,142円／月

※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

●送金料金（国際送金1件につき）

取扱内容		料 金
住所あて送金	窓 口	5,000円
口座あて送金		
口座間送金	窓 口	4,000円
	ゆうちょダイレクト	2,000円

※口座間送金は、ゆうちょダイレクト（ダイレクトサービス）でもご利用いただけます（携帯電話でのご利用を除きます。）。この場合、1件あたり100万円未満、1日あたり200万円以下、1か月あたり500万円以下の送金限度額があります。

※住所あて送金及び口座あて送金の場合、1件当たりの送金限度額はあて先国別に異なりますので、取扱店（局）の窓口にある国別交換条件表をご覧ください。

※あて先国により、送金金額から仲介手数料、口座登記料等が差し引かれる場合があります。

※米国あてについては、為替証書を差出人に交付しますので、送料をご負担の上、差出人ご自身で為替証書を受取人あてに送付していただきます。

●各種請求の料金（1件につき）

取扱内容		料 金
調査請求・事故訂正	窓 口	3,000円
取消し	ゆうちょダイレクト	2,000円
為替証書の再交付	窓 口	3,000円

※米国で発行された為替証書は、再交付の請求ができません。

※料金には消費税がかかりません。

●為替、振替、振込等の主な料金をご案内しています。

●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）